

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	131
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	131
○北海道農業改良資金貸付事業特別会計に属する歳入金の収納事務の委託の一部改正..... (農業経済課)	134
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	134
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	135
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	135
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	135
○漁港管理者の管理区域の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	136
○漁港管理者の管理区域の指定..... (漁港漁村課)	136
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	136
○一般競争入札の実施..... (技術管理課)	137
○土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課)	138
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	139
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路整備課)	139
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	139
○公有水面の埋立ての免許の出願..... (砂防災害課)	140
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可..... (砂防災害課)	141

公 表

○北海道苦情審査委員の活動状況..... (道民相談センター)	142
---------------------------------	-----

公 告

○北海道地域総合整備資金貸付要綱の一部改正..... (地域政策課)	144
○第35期北海道地方労働委員会使用者委員の推薦..... (労政福祉課)	144
○平成15年度水産業改良普及員資格試験の合格者..... (水産振興課)	144

支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(2件).....	144
---------------------------------	-----

支 庁 公 告

○公募型プロポーザルの実施.....	145
--------------------	-----

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	146
○特定調達契約に係る入札の公告.....	147

道立寿都病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....	148
○一般競争入札の実施.....	149

道函館土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	150
----------------------	-----

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	151
-----------------	-----

道議会公表

○平成14年度情報公開制度の実施状況.....	152
-------------------------	-----

告 示

北海道告示第1236号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	不倫妻の淫らな午後	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	悩殺天使 吸い尽くして	同		
同	ノーパン秘書2 悶絶大股開き	新東宝映画		
同	人妻不倫調査員 ～恥知らずな尻～	新日本映像		

北海道告示第1237号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年11月17日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

あなたの笑顔みんなの元気健康な北海道(じゅんぽ)です。保険料(せ)は必ず納めましょう。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三崎産業株式会社 代表取締役 三崎 稔 網走市字潮見156番地1
 有限会社クボタ 代表取締役 窪田 恭明 網走市桂町5丁目169番地の1

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック網走店・シティあばしり
 網走市つくしヶ丘1丁目90-164ほか

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ホームック株式会社	午前9時30分	午後8時(年間60日午後9時)
北雄ラッキー株式会社	午前10時	午後8時
株式会社坂井		
株式会社満花園		
ヤマダ商店		
有限会社北光舎		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ホームック株式会社	午前7時30分	午後9時
北雄ラッキー株式会社		午後9時45分
株式会社坂井		
株式会社満花園		
ヤマダ商店		
有限会社北光舎		

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後8時30分(年間60日午後9時30分)まで
 (変更後) 午前7時から午後10時まで

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後8時まで
 (変更後) 午前6時から午後9時まで

エ 変更する年月日 平成15年7月5日

オ 次に掲げるもののうち、上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
ホームック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏
北雄ラッキー株式会社	札幌市中央区北11条西19丁目36番35号	代表取締役社長 桐生 泰夫
株式会社坂井	網走郡美幌町字仲町1丁目44番地28	代表取締役 坂井 正弘
株式会社満花園	網走市北4条西1丁目2番地	代表取締役 佐藤 理地
ヤマダ商店	網走市北10条西5丁目	山田 敏雄
有限会社北光舎	網走市北10条東1丁目15番地2	代表取締役 成中 健二

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,089㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 駐車場の収容台数 370台
- b 駐輪場の収容台数 48台
- c 荷さばき施設の面積 400㎡
- d 廃棄物等の保管施設の容量 69㎡

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数 4箇所

(2) 届出年月日 平成15年7月2日

(3) 届出書等の縦覧

- ア 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課
- イ 縦覧期間 平成15年7月15日（火）から11月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- ウ 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社東武 代表取締役 千葉 正治 標津郡中標津町東5条北1丁目1番地

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・東武 常呂郡端野町字3区572番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社東武	24時間	
千里堂メガネ株式会社	午前10時	午後9時
株式会社マリエッタ		
株式会社ニューステップ		
株式会社水野商店		
株式会社田巻美石園		
株式会社鈴丹		
株式会社ナカニシ		
株式会社ほしの		
株式会社キング		
ベクトルインターナショナル株式会社		

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 24時間

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後8時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

エ 変更する年月日 平成15年7月5日

オ 次に掲げるもののうち、上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社東武	標津郡中標津町東5条北1丁目1番地	代表取締役 千葉 正治
千里堂メガネ株式会社	網走市南4条西3丁目	代表取締役 伊藤 悟
株式会社マリエッタ	帯広市西1条南8丁目17番地	代表取締役 村林 秀雄
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川1丁目22番15号	代表取締役 高田 覚司
株式会社水野商店	網走市南3条東2丁目	代表取締役 水野 隆生
株式会社田巻美石園	北見市幸町8丁目2番12号	代表取締役 田巻 秀隆
株式会社鈴丹	名古屋市中区栄3丁目15番7号	代表取締役 鈴井 桂夫
株式会社ナカニシ	鳥取市富安2丁目70番地	代表取締役 中西 久夫
株式会社ほしの	札幌市白石区北菊水4条3丁目2番	代表取締役 星野 浩
株式会社キング	京都市下京区東塩小路高倉町2番1	代表取締役 山田 幸雄
ベクトルインターナショナル株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町2-2-1	代表取締役 富田 豊

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 11,339m²

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 駐車場の収容台数 1,215台
- b 駐輪場の収容台数 90台
- c 荷さばき施設の面積 376m²
- d 廃棄物等の保管施設の容量 101m³

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数 出入口4箇所、入口1箇所

(2) 届出年月日 平成15年7月2日

(3) 届出書等の縦覧

- ア 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課
- イ 縦覧期間 平成15年7月15日(火)から11月17日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- ウ 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1238号

昭和40年北海道告示第901号(北海道農業改良資金貸付事業特別会計に属する歳入金の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

島牧村農業協同組合及び妹背牛町農業協同組合の項を削り、秩父別農業協同組合の項を次のように改める。

北いぶき農業協同組合 雨竜郡秩父別町1298番地

沼田町農業協同組合の項を削り、東鷹栖農業協同組合の項中「東鷹栖農業協同組合」を「たいせつ農業協同組合」に改め、鷹栖農業協同組合の項を削り、東神楽農業協同組合の項中「同 東神楽町」を「上川郡東神楽町」に改め、和寒町農業協同組合の項中「上川郡和寒町」を「同 和寒町」に改め、下川町農業協同組合の項を削り、美深町農業協同組合の項中「美深町農業協同組合」を「北はるか農業協同組合」に改め、中川町農業協同組合の項を削り、豊富町農業協同組合の項の次に次のように加える。

きたみらい農業協同組合 北見市とん田東町

北見市農業協同組合、相内農業協同組合及び上常呂農業協同組合の項を削り、清里町農業協同組合の項中「斜里郡清里町」を「同 清里町羽衣町」に改め、清里中央農業協同組合、端野町農業協同組合、訓子府町農業協同組合、置戸町農業協同組合、留辺蘂農業協同組合及び温根湯農業協同組合の項を削り、佐呂間町農業協同組合の項中「同 佐呂間町字永代町」を「常呂郡佐呂間町字永代町」に改め、帯広市農業協同組合の項を削り、帯広川西農業協同組合の項を次のように改める。

帯広市川西農業協同組合 帯広市川西町西2線
厚岸町農業協同組合の項を削り、釧路太田農業協同組合の項中「同 太田」を「厚岸郡厚岸町太田五の通り」に改める。

北海道告示第1239号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、深川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成15. 7. 1	理 事	田所 哲	深川市一已町字一已5265番地
同	同	同	菊入 進	同 深川町字メム6号線川4線3660番地
同	同	同	阿波 宣幸	深川市深川町字メム8号線山1線4688番地
同	同	同	林 幹男	深川市深川町字メム5号線本通1008番地
同	同	同	藤井 浩一	雨竜郡妹背牛町字大鳳1884番地の1
同	同	同	南 守	同 字妹背牛305番地の26
同	同	同	伊藤 嘉章	同 字妹背牛7103番地
同	同	同	今井 英二	同 字妹背牛3740番地
同	同	監 事	横井 信一	深川市一已町字一已7325番地
同	同	同	佐藤 利信	同 深川町字メム5号線山1線4824番地
同	同	同	高橋 陽一	雨竜郡妹背牛町字妹背牛2157番地の3
退任	同 15. 6. 30	理 事	安部 清一	深川市一已町字一已8211番地
同	同	同	田所 哲	同 一已町字一已5265番地
同	同	同	菊入 進	同 深川町字メム6号線川4線3660番地
同	同	同	阿波 宣幸	深川市深川町字メム8号線山1線4688番地
同	同	同	林 幹男	深川市深川町字メム5号線本通1008番地
同	同	同	浦瀧 悟	深川市深川町字メム9号線山2線5952番地

退任	平成15. 6.30	理事	田村福治郎	雨竜郡妹背牛町字妹背牛7249番地の2
同	同	同	山崎征一郎	同 字妹背牛3325番地
同	同	同	藤井 浩一	同 字大鳳1884番地の1
同	同	同	南 守	同 字妹背牛305番地の26
同	同	同	藤川 政二	同 字妹背牛3705番地の2
同	同	監事	横井 信一	深川市一已町字一已7325番地
同	同	同	佐藤 利信	同 深川町字メム5号線山1線4824番地
同	同	同	菊入 崇之	雨竜郡妹背牛町字妹背牛4928番地
同	同	同	森 秀則	同 字妹背牛2145番地の1

北海道告示第1240号

道営土地改良（中央開発地区ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、農業用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成15年7月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1241号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
空知第2	かんがい排水〔国営附帯〕	平成14.12.10
共成	同	同 14. 8. 2
長沼	広域営農団地農道整備	同 10.11.20
中里	一般農道整備（過疎基幹）	同 14.11.20
巖島	同	同 14.12.10
5線西	農免農道整備	同 14.11.20
北水源	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理）	同 14. 1.31
配田内	同	同 14.12.20
砂浜東	同	同 13.12.10
幌内	水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水）	同 15. 3.20

3線	同	同	15. 1.30
弥広	同	同	同 6. 5.20
同	ほ場整備	同	同 11.10.20
志文	基幹水利施設補修	同	同 14.12.10
西川第2	土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水）	同	同 13. 3.16
同	同	（農道）	同 10.11.30
同	同	（暗きよ）	同 12.11.30
清幌	同	（農業用排水）	同 14.12.13
同	同	（区画整理）	同 14. 1.21
同	同	（暗きよ）	同 13. 6. 8
三重	同	〔一般型〕（農業用排水）	同 13. 2.20
同	同	（区画整理）	同 10.12.15
同	同	（農道）	同
同	同	（暗きよ）	同 11. 5. 6
鳩山	同	（農業用排水）	同 15. 1.10
同	同	（農道）	同 14.10.30
同	同	（暗きよ）	同 15. 1.10
同	同	（区画整理）	同 14.11.20
幌里	同	〔省力化型〕（用水施設）	同 14.12.20
西川	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水）	同	同 13. 1.10
同	同	（暗きよ）	同
同	同	（農道）	同 12. 1.20
桃川	ため池等整備（用排水施設整備）	同	同 13. 1.30
岩第2支線	同	同	同 14.11.15
北村南	農地保全整備（農地保全施設）	同	同 14.11.29
夕張	中山間地域総合整備（農道）	同	同 13. 1.30
同	同	（客土）	同
同	同	（暗きよ）	同
同	同	（農用地開発）	同
同	同	（農用地改良保全）	同
同	同	（ほ場整備）	同 12.12.20

北海道告示第1242号

昭和39年北海道告示第488号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道檜山支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道後志檜山沿岸石崎漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道後志檜山沿岸石崎漁港海岸保全区域

市町村名	海 岸 保 全 区 域
檜 山 郡	指定の区域
上ノ国町	

1 点の位置

- 基 点 1 北海道檜山郡上ノ国町字石崎550番2の南東角（原点1）から3度30分の方向136メートルの点
- 2 1から207度30分の方向87メートルの点
- 3 2から187度の方向219メートルの点
- 4 3から201度の方向92メートルの点
- 5 4から229度の方向147メートルの点
- 6 5から192度30分の方向284メートルの点
- 7 6から161度の方向35メートルの点
- 8 7から209度の方向114メートルの点
- 9 8から217度の方向36メートルの点
- 10 9から191度30分の方向24メートルの点
- 11 10から161度の方向15メートルの点
- 12 11から134度の方向10メートルの点
- 13 12から139度30分の方向16メートルの点
- 14 北海道檜山郡上ノ国町字館野3番の南西角（原点2）から4度の方向91メートルの点
- 15 14から194度の方向165メートルの点
- 16 15から226度30分の方向86メートルの点
- 17 16から208度30分の方向82メートルの点
- 補助点1の1 1から302度の方向88メートルの点
- 5の1 5から262度の方向67メートルの点
- 7の1 7から269度30分の方向71メートルの点
- 9の1 9から273度30分の方向27メートルの点
- 10の1 10から246度の方向16メートルの点
- 13の1 13から242度の方向20メートルの点

- 14の1 14から314度の方向93メートルの点
- 17の1 17から302度の方向66メートルの点

2 区 域

- 石崎北地区海岸 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、13の1、10の1、9の1、7の1、5の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
- 石崎南地区海岸 14、15、16、17、17の1、14の1及び14の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第1243号

昭和39年2月1日北海道告示第489号（漁港管理者の管理区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

「北海道後志檜山沿岸石崎漁港海岸保全区域を「北海道後志檜山沿岸元和漁港海岸保全区域」に改める。

北海道告示第1244号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定による協議により、次の海岸保全区域のうち漁港区域を除いた区域を漁港管理者である北海道知事が管理を行う区域として定める。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道檜山支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

昭和39年北海道告示第488号で指定した北海道後志檜山沿岸石崎漁港海岸保全区域

北海道告示第1245号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 島牧郡島牧村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び島牧村役場に備えて置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1246号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
 平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- | | |
|------------------------|-----|
| 北海道公共事業電子情報化支援に使用するサーバ | 1組 |
| 同 サーバ用ソフトウェア | 1組 |
| 同 クライアントパソコン | 13台 |
| 同 クライアントパソコン用ソフトウェア | 13組 |
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借上期間 平成15年9月1日から平成16年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成18年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている

- ことを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。

- ア 申請の時期 平成15年7月16日(水)から23日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による祝日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで)
- イ 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ウ 申請書類の提出先

- (ア) 提出先の名称 北海道建設部建設管理室技術管理課
- (イ) 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- (2) 審査結果 審査結果は、申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室技術管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階4号
- (2) 入札日時 平成15年7月31日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 4の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当りの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月

当りの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 167

(4) この公示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1247号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 社会福祉法人 歎生福祉会
- 2 事業の種類 キューピッド保育園施設整備事業(以下「本件事業」という。)
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 旭川市東光17条9丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第23号の「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は社会福祉法人であり、法人として既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益

旭川市においては保育所への入所待機児童が増加している。母親の就労率の高まり、地域の子育てへの支援など、保育所への需要は今後も高まる傾向にある。旭川市の中でも待機児童の多い東光地区において、保育所(定員90名)を整備する本件事業は、待機児童の緩和を図るなど児童福祉の向上に大きく寄与するものであり、本件事業により得られる公共の利益は大きいと認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響等が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は農地であり、周辺には民家等がないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

ウ 本件事業の起業地

本件事業の起業地は、3候補地について社会的条件、環境的条件等を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

エ 比較衡量

以上から、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められ、また、その起業地は他の候補地と比較しても適切であると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、旭川市の子育て支援計画及び保育所待機児童解消計画に合致しており、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。また、起業地の範囲は保育所の建設に当たって必要な最小限の範囲であって、一時的な利用に供されるものは存在せず、収用の手段を講じることが合理的であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する 旭川市役所
図面の縦覧場所

北海道告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所
道道 平取厚真線	勇払郡穂別町字仁和340番1地先から 勇払郡穂別町字仁和286番1地先まで	平成15. 7.15	北海道室蘭土木現業所
道道 占冠穂別線	勇払郡穂別町字福山国有林胆振東部森林管理署2093林班い小班地先から勇払郡穂別町字福山370番7地先まで	同	北海道室蘭土木現業所
道道 音更池田線	河東郡音更町字長流枝幹線161番1地先から河東郡音更町字長流枝幹線159番5地先まで	同	北海道帯広土木現業所
道道 幕別大樹線	中川郡幕別町字五位584番地先から中川郡幕別町字五位646番4地先まで	同	北海道帯広土木現業所

北海道告示第1249号

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
上磯厚沢部線	檜山郡厚沢部町館町11番2地先から 檜山郡厚沢部町館町71番2地先まで	前	7.63mから 7.63mまで	180.20m	—	北海道函館土木現業所
		後	12.46mから 29.15mまで	180.20m	—	
平取穂別線	勇払郡穂別町字穂別504番1地先から 勇払郡穂別町字穂別488番3地先（河川敷地）まで	前	13.40mから 30.70mまで	459.50m	—	北海道室蘭土木現業所
		前	14.91mから 23.46mまで	450.00m	—	
		前	14.91mから 23.46mまで	450.00m	—	
		後	14.91mから 23.46mまで	450.00m	—	

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

道路の種類	路線名	道路の区域	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
1 道路の種類 道道	2 路線名 清水谷足寄線	3 道路の区域	足寄郡足寄町茂喜登牛1162番地先（河川敷地）から足寄郡足寄町茂喜登牛1178番地先まで	20.97mから 28.00mまで	95.80m	—

北海道告示第1250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

厚真浜厚真停車場線	勇払郡厚真町新町304番1地先（道道千歳鷗川線交点）から 勇払郡厚真町新町355番1地先まで	前	21.50mから 34.00mまで	99.00m	道道千歳鷗川線にお ける12.00mの間	北海道室蘭土木現業所
		後	21.50mから 40.00mまで	128.00m	道道千歳鷗川線にお ける20.00mの間	
穂別鷗川線	勇払郡穂別町字仁和340番1地先から 勇払郡穂別町字仁和286番1地先まで	前	11.00mから 22.80mまで	701.00m	道道平取厚真線にお ける77.00mの間	同
		前	14.65mから 45.00mまで	693.50m	道道平取厚真線にお ける77.00mの間	
		後	14.65mから 45.00mまで	693.50m	道道平取厚真線にお ける77.00mの間	

北海道告示第1251号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 出願の年月日 平成15年2月14日
- 2 出願者
 - (1) 名称 北海道
 - (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 苫前郡初山別村字豊岬291番地先の公有水面
 - (2) 区域

A区域 次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点 2級基準点H 8 - 206（北緯44度33分53秒696、東経141度46分30秒511）から方向角13度08分17秒の方向19.96mの地点

②の地点 ①の地点から方向角340度31分10秒の方向4.47mの地点

③の地点 ②の地点から方向角70度32分20秒の方向1.50mの地点

④の地点 ③の地点から方向角70度31分12秒の方向93.20mの地点

⑤の地点 ④の地点から方向角160度31分18秒の方向33.05mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角268度20分13秒の方向93.17mの地点

B区域 次のイの地点からホの地点までを順次に結んだ線、ホの地点と③の

- 地点とを結んだ線、③の地点と②の地点とを結んだ線、②の地点と①の地点とを結んだ線及びイの地点と①の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- イの地点 2級基準点H 8 - 206（北緯44度33分53秒696、東経141度46分30秒511）から方向角359度21分03秒の方向17.83mの地点
- 口の地点 イの地点から方向角340度47分02秒の方向60.24mの地点
- ハの地点 口の地点から方向角70度22分43秒の方向0.47mの地点
- ニの地点 ハの地点から方向角339度32分16秒の方向1.43mの地点
- ホの地点 ニの地点から方向角71度52分09秒の方向5.78mの地点
- ③の地点 ホの地点から方向角160度31分11秒の方向57.12mの地点
- ②の地点 ③の地点から方向角250度32分20秒の方向1.50mの地点
- ①の地点 ②の地点から方向角160度31分10秒の方向4.47mの地点
- (3) 面積
 A区域 1,694.42㎡
 B区域 384.93㎡
 計 2,079.35㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 苫前郡初山別村字豊岬291番地先
 - (2) 区域 次のaの地点からjの地点までを順次に結んだ線及びaの地点とjの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

aの地点 2級基準点H 8 - 206（北緯44度33分53秒696、東経141度46分30秒511）から方向角359度56分02秒の方向17.30mの地点

bの地点 aの地点から方向角340度46分42秒の方向0.55mの地点

cの地点 bの地点から方向角340度47分02秒の方向60.24mの地点

dの地点 cの地点から方向角70度22分43秒の方向0.47mの地点

eの地点	dの地点から方向角339度32分16秒の方向1.43mの地点
fの地点	eの地点から方向角339度32分18秒の方向15.01mの地点
gの地点	fの地点から方向角71度52分11秒の方向21.04mの地点
hの地点	gの地点から方向角160度31分12秒の方向56.77mの地点
iの地点	hの地点から方向角70度31分13秒の方向93.20mの地点
jの地点	iの地点から方向角160度31分22秒の方向56.00mの地点
(3) 面積	5,564.73m ²
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1252号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年7月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) しゅん功認可の年月日	平成15年7月7日
(2) しゅん功認可を受けた者	
ア 氏名又は名称	北海道
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名	北海道知事 高橋はるみ
(3) 埋立区域	
ア 位 置	静内郡静内町入船町49番3地先の公有水面
イ 区 域	次の㉠の地点から㉡の地点までを順次に結んだ線及び㉠の地点と㉡の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
㉠の地点	埋立基準点（北緯42度19分20秒、東経142度22分32秒）から方向角217度22分57秒の方向62.66mの地点
㉡の地点	㉠の地点から方向角224度50分21秒の方向100.00mの地点
㉢の地点	㉡の地点から方向角314度50分20秒の方向3.52mの地点
㉣の地点	㉢の地点から方向角44度50分21秒の方向99.96mの地点
ウ 面積	351.96m ²
(4) 免許年月日及び番号	昭和63年10月21日 砂防第3042号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	静内町
2(1) しゅん功認可の年月日	平成15年7月7日

(2) しゅん功認可を受けた者	
ア 氏名又は名称	北海道
イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名	北海道知事 高橋はるみ
(3) 埋立区域	
ア 位 置	茅部郡森町字鷺ノ木町3番2、7番2、8番、13番、14番、17番1、18番2、21番2及び21番3地先の公有水面
イ 区 域	次の1の地点から20の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と20の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
1の地点	鷺ノ木漁港原点（北緯42度06分43秒9845、東経140度32分55秒4186、X = -209,633.759、Y = 24,700.823）から方向角354度52分19秒の方向193.81mの地点
2の地点	1の地点から方向角127度03分43秒の方向74.95mの地点
3の地点	2の地点から方向角217度03分46秒の方向20.80mの地点
4の地点	3の地点から方向角127度03分44秒の方向55.31mの地点
5の地点	4の地点から方向角217度03分37秒の方向72.42mの地点
6の地点	5の地点から方向角307度03分44秒の方向6.20mの地点
7の地点	6の地点から方向角273度34分58秒の方向23.09mの地点
8の地点	7の地点から方向角300度12分46秒の方向6.12mの地点
9の地点	8の地点から方向角259度45分12秒の方向6.87mの地点
10の地点	9の地点から方向角307度03分34秒の方向19.05mの地点
11の地点	10の地点から方向角217度03分27秒の方向11.84mの地点
12の地点	11の地点から方向角300度28分22秒の方向10.06mの地点
13の地点	12の地点から方向角37度03分38秒の方向14.60mの地点
14の地点	13の地点から方向角307度03分35秒の方向62.72mの地点
15の地点	14の地点から方向角217度03分41秒の方向9.99mの地点
16の地点	15の地点から方向角306度52分12秒の方向0.06mの地点
17の地点	16の地点から方向角217度03分40秒の方向11.21mの地点
18の地点	17の地点から方向角316度30分47秒の方向6.42mの地点
19の地点	18の地点から方向角37度03分26秒の方向14.25mの地点
20の地点	19の地点から方向角127度03分36秒の方向4.10mの地点
ウ 面積	13,140.05m ² （海浜地盛土 483.68m ² ）
(4) 免許年月日及び番号	平成11年1月5日 砂防第73-5号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	森町

3(1) しゅん功認可の年月日 平成15年7月7日

(2) しゅん功認可を受けた者
 ア 氏名又は名称 松前町
 イ 住 所 松前郡松前町字福山248番地
 ウ 代表者の氏名 松前町長 松村 明夫

(3) 埋立区域
 ア 位 置 松前郡松前町字茂草38番2、38番1、47番、48番、53番、54番、60番、61番、70番、71番1、71番2、74番、77番、78番、83番、84番、85番、93番、94番、103番2、103番1、103番3及び104番2地先の公有水面

イ 区 域 次の1の地点から44の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と44の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

1の地点 3級基準点H 8 - 2（北緯41度29分25秒、東経140度01分03秒、X = - 278,684.399、Y = - 19,388.774）から方向角52度04分21秒の方向210.87mの地点

2の地点 1の地点から方向角328度19分52秒の方向35.09mの地点

3の地点 2の地点から方向角357度43分00秒の方向79.43mの地点

4の地点 3の地点から方向角7度05分04秒の方向10.13mの地点

5の地点 4の地点から方向角357度42分59秒の方向49.06mの地点

6の地点 5の地点から方向角272度57分07秒の方向6.89mの地点

7の地点 6の地点から方向角207度47分12秒の方向1.61mの地点

8の地点 7の地点から方向角272度51分58秒の方向0.78mの地点

9の地点 8の地点から方向角3度02分41秒の方向12.27mの地点

10の地点 9の地点から方向角6度54分25秒の方向16.42mの地点

11の地点 10の地点から方向角92度36分51秒の方向0.68mの地点

12の地点 11の地点から方向角2度53分55秒の方向7.96mの地点

13の地点 12の地点から方向角275度07分09秒の方向0.48mの地点

14の地点 13の地点から方向角2度01分14秒の方向0.82mの地点

15の地点 14の地点から方向角93度02分47秒の方向31.68mの地点

16の地点 15の地点から方向角195度09分34秒の方向0.21mの地点

17の地点 16の地点から方向角112度04分11秒の方向2.53mの地点

18の地点 17の地点から方向角192度30分30秒の方向4.22mの地点

19の地点 18の地点から方向角182度45分40秒の方向10.54mの地点

20の地点 19の地点から方向角180度02分55秒の方向4.71mの地点

21の地点 20の地点から方向角178度00分26秒の方向4.74mの地点

22の地点 21の地点から方向角184度14分12秒の方向5.18mの地点

23の地点 22の地点から方向角171度21分48秒の方向5.56mの地点

24の地点 23の地点から方向角273度28分44秒の方向7.33mの地点

25の地点 24の地点から方向角272度50分15秒の方向7.91mの地点

26の地点 25の地点から方向角164度06分54秒の方向18.60mの地点

27の地点 26の地点から方向角166度34分38秒の方向10.19mの地点

28の地点 27の地点から方向角172度57分54秒の方向10.03mの地点

29の地点 28の地点から方向角192度52分58秒の方向10.36mの地点

30の地点 29の地点から方向角208度25分30秒の方向11.63mの地点

31の地点 30の地点から方向角194度40分56秒の方向10.45mの地点

32の地点 31の地点から方向角186度38分16秒の方向10.12mの地点

33の地点 32の地点から方向角131度47分20秒の方向14.37mの地点

34の地点 33の地点から方向角139度07分36秒の方向12.79mの地点

35の地点 34の地点から方向角156度30分22秒の方向10.72mの地点

36の地点 35の地点から方向角181度46分59秒の方向10.02mの地点

37の地点 36の地点から方向角168度42分16秒の方向10.85mの地点

38の地点 37の地点から方向角189度03分51秒の方向8.89mの地点

39の地点 38の地点から方向角182度32分35秒の方向3.94mの地点

40の地点 39の地点から方向角162度57分20秒の方向6.71mの地点

41の地点 40の地点から方向角270度44分14秒の方向1.08mの地点

42の地点 41の地点から方向角180度45分19秒の方向17.14mの地点

43の地点 42の地点から方向角268度20分37秒の方向2.87mの地点

44の地点 43の地点から方向角251度59分13秒の方向6.65mの地点

ウ 面 積 4,583.38㎡

(4) 免許年月日及び番号 平成10年7月10日 砂防第73 - 6号指令

(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 松前町

公 表

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定により、平成15年4月1日から6月30日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成15年7月15日

1 苦情申立ての状況

苦情申立ては7件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対 象 機 関	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	3	3	0
総 務 部	1	1	0
総 合 企 画 部	0	0	0
環 境 生 活 部	1	1	0
保 健 福 祉 部	0	0	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	1	1	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	1	0	1
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
小 計	4	3	1
道 の 機 関 以 外	3	3	0
合 計	7	6	1

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	1	・自動車税の取扱いについて

環 境 生 活 部	1	・道民意見提出手続について
建 設 部	1	・道営住宅駐車場の管理運営について
教 育 委 員 会	1	・指名競争入札の執行について
道 の 機 関 以 外	3	・エゾシカの糞の除去について
		・生活保護について
		・生活保護について
合 計	7	

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分		件 数
申 立 て に 対 す る 処 理 の 状 況	審 査 を 終 え た 事 案	6
	審 査 を し な い 事 案	0
	審 査 を 行 っ て い る 事 案	2
	審 査 を 中 止 し た 事 案	0
	制 度 の 対 象 外 と な っ た 事 案	3
	内 容 を 検 討 し て い る 事 案	1
	合 計	12

今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての5件が含まれている。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分		件 数
審 査 結 果 の 内 訳	申 立 て の 趣 旨 に 沿 っ た も の	1
	申 立 て の 趣 旨 に 一 部 沿 っ た も の	0
	道 の 機 関 の 行 為 に 不 備 が な い も の	5
	合 計	6

4 勧告及び意見表明の状況
 次の事案について、平成15年4月4日に北海道知事に対し勧告を行い、これに対する是正措置の状況が平成15年5月20日に報告された。
 勧告事案「介護支援専門員の受験資格について」

4 推 薦 期 間 平成15年7月15日（火）から25日（金）まで
 5 推 薦 書 の 提 出 先 北海道経済部労政福祉課
 6 そ の 他 不明な点については、北海道経済部労政福祉課に照会すること。

公 告

平成2年3月19日北海道公告（北海道地域総合整備資金貸付要綱）の一部を次のように改正する。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3第2項中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改める。

第5第6項中「「新地域経済基盤強化対策推進地域」」の次に「又は「地域経済活性化対策推進地域」」を加える。

附則第2項中「平成11年6月8日から平成15年3月31日まで」を「平成15年7月15日から平成16年3月31日まで」に改め、同項の表第5第1項の項中「40億円」を「38億円」に改め、同表第5第4項の項中「40億円」を「38億円」に、「50億円」を「48億円」に改め、同表第5第5項の項中「40億円」を「38億円」に、「50億円」を「48億円」に改め、同表第5第6項の項中「40億円」を「38億円」に、「62億円」を「59億円」に改める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、北海道地方労働委員会の使用者委員（補欠の委員1人）の候補者の推薦を求める。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 推薦資格を有する者及び推薦手続

(1) 使用者委員候補者を推薦できる使用者団体は、北海道の区域内のみに組織を有し、労働問題を主要な業務として取り扱う使用者団体であること。

(2) 上記(1)の使用者団体が使用者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。

なお、別記様式は、北海道経済部労政福祉課に請求すること。

2 被推薦資格を有する者 労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦候補者の数 別段の制限はない。

平成15年6月23日実施の平成15年度水産業改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年7月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

受験番号

1501	1502	1503	1504	1505	1508	1509	1510	1512	1515
1516	1517	1518	1519	1521	1525	1528	1529	1530	

（合格者名簿は、北海道水産林務部水産振興課に備え置いて、縦覧に供する。）

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年7月15日

北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走郡美幌町字稲美96-3、96-1の内

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

(3) 開発許可年月日及び番号 平成15年2月27日 網建指第14-13号

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別市渚滑町2丁目8-13

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

(3) 開発許可年月日及び番号 平成15年3月4日 網建指第14-14号

3(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別郡遠軽町大通北9丁目2-6、2-7

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
- (3) 開発許可年月日及び番号 平成15年3月4日 網建指第14-15号

北海道胆振支庁告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年7月15日

北海道胆振支庁長 野村昌信

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 伊達市館山下町13番1のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 伊達興商株式会社 代表取締役 平口泰敏
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年4月9日 胆建指第15-2号

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年7月15日

北海道石狩支庁長 渡部道博

1 業務概要

- (1) 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業 / 平成15年度秋サケ密漁防止監視・啓発パトロール事業
- (2) 業務内容 石狩川・千歳川において秋サケの密漁が依然として後を絶たないことから、パトロール車による巡回パトロール及び啓発活動を実施することにより、秋サケの密漁行為の防止と地域住民に対する意識啓発を図る。
- (3) 委託期間 契約締結後15日以内から実施し、最長100日以内
- (4) 事業区域 千歳川のサケ捕獲場から石狩川河口まで（石狩支庁管内及び一部空知支庁管内）
- (5) 発注者 北海道石狩支庁

2 参加資格及び選定基準

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
 - ア 北海道公安委員会から警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
 - イ 北海道公安委員会に警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあ

- っては、当該届出書の提出を行っていること。
- ウ 平成15年4月1日現在において、引き続き2年以上事業を営んでいること。
- エ 石狩支庁管内に活動拠点を有すること。
- オ 過去に石狩支庁管内においてパトロール又は警備業務を受託し、確実に履行した実績を有すること。
- カ 資本金が1,000万円以上であること。
- (2) プロポーザルの選定基準
 - 次の事項から、総合的に審査し選定する。
 - ア 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての満足度（新規雇用等）
 - (ア) 事業費に占める人件費割合が原則としておおむね8割以上であること。
 - (イ) 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が原則としておおむね4分の3以上であること。
 - イ 業務処理体制の充実度
 - ウ 企画提案の妥当性及び充実度
 - (ア) 監視パトロール業務内容の柔軟性及び効果を高めるための創意性
 - (イ) 密漁防止の啓発活動の企画性

3 手続等

- (1) 担当部局
 - 郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目
 - 北海道石狩支庁経済部水産室〈担当：漁政係 野澤、高橋〉
 - 電話番号 011-231-4111（内線 34-371）
 - ファクシミリ 011-232-1015
- (2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間 平成15年7月15日（火）から22日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで）
 - イ 交付場所 3の(1)に同じ。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限 平成15年7月24日（木）午後5時まで
 - イ 提出場所 3の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参すること。
- (4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限 平成15年8月1日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 3の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参すること（郵便等による提出は認めない。）。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (4) プロポーザルに関する説明
提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。
- (5) 詳細は、プロポーザル説明書による。

- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年7月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年7月15日から8月6日まで
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
- イ 提出先の所在地 札幌市北区北19条西12丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月15日

北海道立衛生研究所長 本 間 寛

1 資格及び調達する賃借物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年7月15日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生研究所水質検査用機器の賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道立衛生研究所水質検査用機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 水質検査用機器 12式

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されてないこと。

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立衛生研究所告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年7月15日

北海道立衛生研究所長 本 間 寛

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
水質検査用機器 12式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 北海道立衛生研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立衛生研究所告示第6号に規定する北海道立衛生研究所水質検査用機器の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道立衛生研究所管理棟2階会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 0819 北海道立衛生研究所企画総務部総務課）
- (2) 入札日時 平成15年8月25日（月）午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 3の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
イ 所在地 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目
電話番号 011 - 747 - 2709
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a . Nature

A lease of machines for water examination

b . Quantity
Twelve kinds of machines
B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., August 25, 2003
C . Contact : General Affairs Division, Department of General Affairs and Planning,
Hokkaido Institute of Public Health, Nishi 12-chome Kita 19-jo, Kita-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-0819 Japan
Phone : 011-747-2709

道立寿都病院告示

北海道立寿都病院告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年7月15日

北海道立寿都病院長 安達博昭

1 資格及び調達する物品等の種類

平成15年度において北海道立寿都病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年7月15日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院庁舎警備及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託契約
- (2) 資 格 北海道立寿都病院庁舎警備及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道立寿都病院庁舎警備及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年6月30日現在において引き続き2年以上病院の警備及び事務当直代行並びにボイラー設備運転点検業務を営んでいること。
- (5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時40人以上雇用していること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年7月15日から22日まで
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道立寿都病院庶務課
- イ 提出先の所在地 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立寿都病院告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月15日

北海道立寿都病院長 安達博昭

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称及び数量

北海道立寿都病院庁舎警備及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年9月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立寿都病院告示第7号に規定する北海道立寿都病院庁舎警備及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託の資格を有すること。

3 契約事項を示す場所

北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院会議室
(送付による場合は、郵便番号 048 - 0401 北海道立寿都病院庶務課)

(2) 入札日時 平成15年7月29日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。

(2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 3の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

(1) この入札は、最低制限価格を設定している。

最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。

(2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立寿都病院

イ 所在地 郵便番号 048 - 0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

電話番号 0136 - 62 - 2411

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
 (5) この入札執行は、公開する。
 (6) 詳細は、入札説明書による。

道 函 館 土 木 現 業 所 告 示

北海道函館土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年7月15日

北海道函館土木現業所長 佐々木 眞

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（2.6m・3,400t/h級） 1台
 交換契約によりロータリ除雪車1台（400PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.6m・3,400t/h級）を当該契約の相手方から調達する。

イ ロータリ除雪車（2.2m・2,300t/h級） 1台
 交換契約によりロータリ除雪車1台（300PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.2m・2,300t/h級）を当該契約の相手方から調達する。

ウ 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・1W） 1台
 交換契約によりロータリ除雪車1台（200PS級）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・1W付）を当該契約の相手方から調達する。

エ ロータリ除雪車（1.3m・700t/h級） 1台
 交換契約によりロータリ除雪車1台（80PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車（1.3m・700t/h級）を当該契約の相手方から調達する。

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成15年12月22日

(4) 納 入 場 所

ア 函館土木現業所今金出張所 1台
 イ 同 今金出張所 1台
 ウ 同 八雲出張所 1台
 エ 同 事業部事業第一課 1台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年7月15日から8月8日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原4丁目6番16号
 北海道函館土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎入札室（送付による場合は、郵便番号 041 - 0806 北海道函館土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年8月26日 午後1時30分（送付による場合は、平成15年8月19日必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 4の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費等相当額を含めた額とすること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4115
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be purchased :
 - a . Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 1
 - b . Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1
 - c . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1
 - d . Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1

B . Date and time for tender : 13 : 30, August 20, 2003

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara chou, Hakodate, Hokkaido, 041-0806 Japan
Phone : 0138-47-9000 Extension 4115

道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示

北海道釧路土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年7月15日

北海道釧路土木現業所 長 栄 作

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
作業服ほか一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成15年9月25日。ただし、一部については、平成15年8月29日とする。
- (4) 納 入 場 所 北海道釧路土木現業所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約事項を示す場所

北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所3階会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年7月25日 午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

北海道議会議長 神 戸 典 臣

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 3の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号
 電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216

- (4) この入札の執行は、公開する。

- (5) 詳細は、入札説明書による。

1 公文書の開示等の状況

公文書の開示等の状況は、次のとおりである。

- (1) 請求件数

24件（請求者内訳 個人7 法人その他の団体17）

- (2) 請求に対する決定の内容

開示10 一部開示13 非開示0 不存在1 開示対象外0（（注）を参照）
取下0

- (3) 開示文書件数及びその枚数

2,370文書 8,998枚

- (4) 文書担当課

総務課24件

（注） 開示対象となる公文書は、条例第2条第1項及び第2項の規定により、「条例施行日（平成11年6月1日）以後に北海道議会が作成し、又は取得した文書等で、北海道議会議長が別に定めるところにより事務局が管理しているもの」と定められているので、施行日前に議会が作成し、又は取得した公文書は開示対象外である。

2 異議申立件数

なし

3 刊行物等の情報提供の状況

刊行物等の情報提供を行ったのは閲覧337件で、このうち写しの交付申出があったのは、11件（15冊、229枚）であった。

道 議 会 公 表

北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定により、平成14年度の情報公開制度の実施状況を、次のとおり公表する。

平成15年7月15日